## 酒田都市計画 区域区分の変更

- 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 計画図表示のとおり
- 2. 市街化区域の規模 市街化区域の規模は次のとおりである。

			規模(ha)
都市	計画区均	12, 143	
	市街化区域		2, 876
		酒田市	2, 733
		遊佐町	143
	市街化調整区域		9, 267

上段:変更前

下段:変更後

### 新 旧 対 照 表

### 酒田都市計画 区域区分の変更

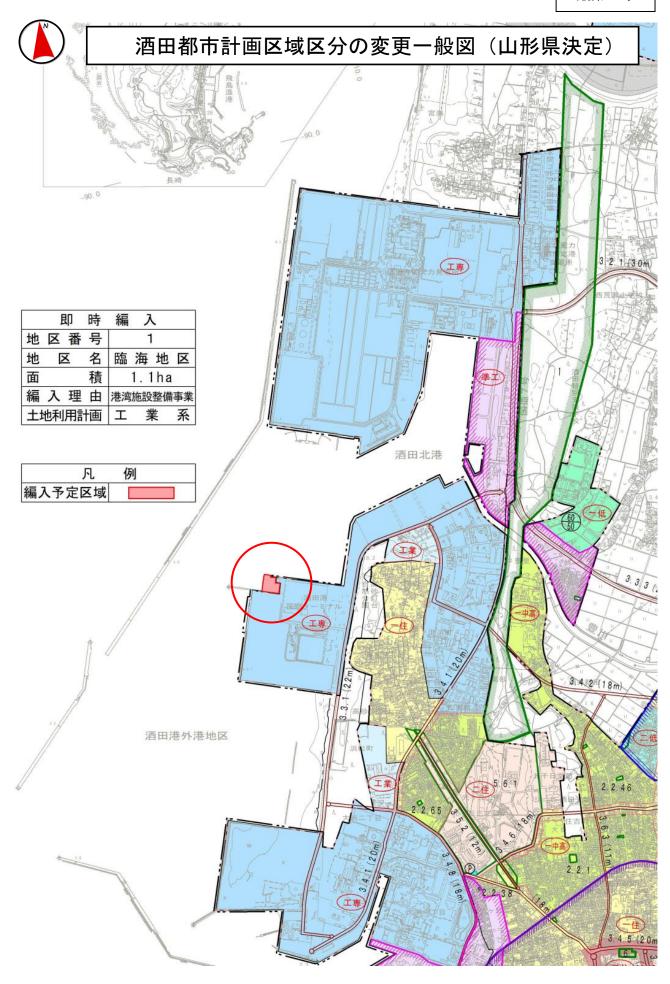
- 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 計画図表示のとおり
- 2. 市街化区域の規模 市街化区域の規模は次のとおりである。

			規模(ha)
都市計画区域			12, 142
			12, 143
	市街化	区域	2, 875
	酒田市		2, 876
			2, 732
			2, 733
		遊佐町	143
			143
	市街化	調整区域	9, 267
			9, 267

## 都市計画決定(変更)の経緯表

#### (酒田都市計画市街化区域及び市街化調整区域)

項目	内容					
計画決定の推移	当初決定 昭和59年 3月30日 2,655haで決定					
	第1回変更 昭和60年 7月 2日 2,699haに変更					
	第2回変更 平成 2年 5月15日 2,742haに変更					
	第3回変更 平成 4年 6月26日 2,784haに変更					
	(第1回定期見直し) 第4回変更 平成 6年11月29日 2,809haに変更					
	第5回変更 平成13年 5月25日 面積変更なし (第2回定期見直し)					
	第6回変更 平成16年 5月14日 2,846haに変更					
	(第3回定期見直し) 第7回変更 平成29年 3月 3日 2,875haに変更					
	第8回変更 平成29年 4月11日 面積変更なし (第4回定期見直し)					
	第9回変更 平成30年 2月 2日 面積変更なし 今 回					
決定変更の内容	港湾区域内の岸壁整備事業区域を、一部供用に合わせ市街化区域に編入するも					
	のである。					
決定変更の	昭和59年3月30日、酒田都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域に					
具体的な理由	関する都市計画を当初決定し、昭和60年7月2日、平成2年5月15日に線引					
	き見直しに係る随時変更している。					
	平成4年6月26日、都市計画基礎調査等に基づく第1回目の定期見直しを行 ない約42haを市街化区域に編入し、平成6年11月29日には、線引き見直					
	しに係る随時変更として、計画的な開発が明らかになった区域約25haを市街					
	化区域に編入し、土地区画整理事業等による住居系市街地の整備を進めてきてい					
	る。平成13年5月25日には、都市計画基礎調査等に基づき人口及び産業の動					
	向と見通し等について変更の必要が生じたため、第2回目の定期見直しを行なっ					
	ている。					
	平成16年5月14日、都市計画基礎調査に基づく第3回目の定期見直しとと					
	もに東北公益文科大学関連施設の一部区域、京田西工業団地、公有水面埋立事業					
	による区域などあわせて約37haを市街化区域に編入している。					
	さらに、平成29年3月3日には酒田港港湾区域内の大浜地先公有水面埋立地					
	について、事業竣工の目処が立ったことから、地形地物が特定できる区域を市街					
	化区域に編入するとともに、酒田港港湾計画の用途及び港湾管理者の土地利用計					
	個や地形地物に合わせ、一部区域を申倒化区域及び申倒化調整区域に変更を行な   い、約29ha を市街化区域に編入している。					
	続けて、平成29年4月11日に酒田都市計画区域を含む庄内北部圏域都市計					
	画区域マスタープランの策定に合わせて第4回の定期見直しを行っている。					
	今回は、酒田港湾区域内の高砂ふ頭岸壁延伸工事にて供用を予定しており、そ					
	の工事の竣功の目処がたったことから、酒田港湾計画の用途及び港湾管理者の土					
	地利用計画に合わせ、一部区域を市街化区域に変更し、都市の健全な発展と秩序					
	ある整備を図るものである。					
	なお、平成30年2月2日に高砂ふ頭岸壁延伸工事の一部区域(0.2ha)について、先行して市街化区域に変更し、供用を行っている。					
公聴会、説明会等にお	令和元年6月17日 : 住民説明会開催					
ける問題点及び措置	令和元年7月 3日:公聴会(中止)					
今後の方針について	市街化区域編入及び用途地域決定等の都市計画決定を進め、臨港地区の良好な管					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	理運営を図りたい。					



### 酒田都市計画 臨港地区の変更

都市計画酒田港臨港地区を次のように変更する。

種類	面積	備	ļ	考	
		工業港区	約	486.8	h a
		商港区	約	108.6	h a
酒田港臨港地区	約 716ha	漁港区	約	17.9	h a
		保安港区	約	6. 6	h a
		修景厚生港区	約	55. 4	h a
		指定なし	約	40.4	h a
		計	約	715.	7 h a

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

酒田港臨港地区における港湾施設の整備を推進すると共に、港湾の良好な管理 運営を図るため、臨港地区の変更を行なうものである。

上段:変更前

下段:変更後

### 新 旧 対 照 表

### 酒田都市計画 臨港地区の変更

都市計画酒田港臨港地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備考	内 訳
		工業港区 約486.8ha	
		商 港 区 約 107.5ha 約 108.6ha	追加:高砂字高砂地先 約 1. 1ha
	約 715ha 716ha	漁港区 約17.9ha	
		保 安 港 区 約 6.6ha	
		修景厚生港区 約 55.4ha	
		指定なし 約 40.4ha	
	計	計 <mark>約 714.6ha</mark> 約 715.7ha	

#### 「位置及び区域は計画図表示のとおり」

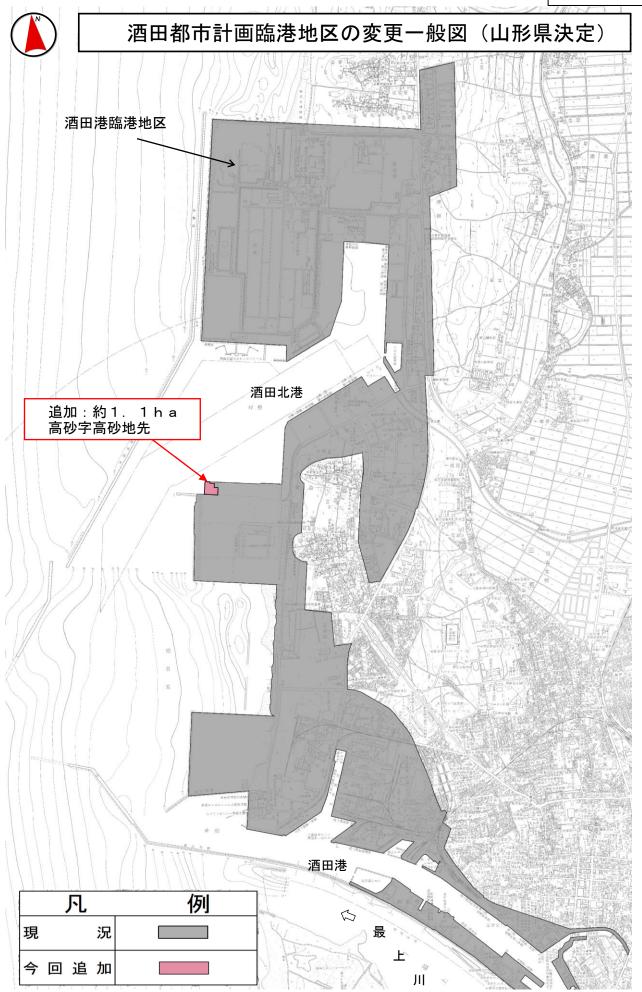
### 理 由

酒田港臨港地区における港湾施設の整備を推進すると共に、港湾の良好な管理 運営を図るため、臨港地区の変更を行なうものである。

# 都市計画決定(変更)の経緯表

(臨港地区)

項目	内容
計画決定の推移	当初決定 昭和33年 3月29日 酒田臨港地区として面積約171haで決定
	第1回変更 昭和44年12月26日 面積約496.7haに変更
	第2回変更 昭和48年 3月30日 面積約574haに変更
	第3回変更 昭和50年10月27日 面積約631.1haに変更
	第4回変更 昭和62年 4月14日 面積約636.8haに変更
	第5回変更 平成 2年 5月15日 面積約670.7haに変更
	第6回変更 平成16年 5月14日 面積678.3haに変更
	第7回変更 平成28年 3月 3日 面積714.4haに変更
	第8回変更 平成30年 2月 2日 面積714.6haに変更
	第9回変更 今 回
事業の進捗状況	現在平成27年3月31日改定の港湾計画に基づき整備を行なっている。
決定変更の内容	商港区1. 1 h a を追加する。
決定変更の	酒田臨港地区における港湾施設の推進をすると共に、港湾の良好な管理
具体的な理由	運営を図るため、臨港地区の変更を行なうものである。
公聴会、説明会等にお	令和元年6月17日 :住民説明会開催
ける問題点及び措置	令和元年7月 3日 : 公聴会(中止)
今後の方針について	早期の整備促進を図る。



## 酒田都市計画 用途地域の変更 (酒田市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面	積	建築物の 容積率	建築物の建ペい率	外壁の 後退距 酸の限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及 び 備 考
第一種低層住居	約	98 ha	6/10 以下	5/10以下	1.0m	_	10m	
専用地域	約	76 ha	8/10 以下	5/10以下	1.0m	_	10m	
小 計	約	174 ha						6.4%
第二種低層住居 専用地域	約	12 ha	10/10 以下	6/10以下	_	_	12m	0.4%
第一種中高層 住居専用地域	約	684 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	25. 0%
第二種中高層 住居専用地域	約	28 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	1.0%
第一種住居地域	約	324 ha	20/10 以下	_	_	_	_	11.9%
第二種住居地域	約	184 ha	20/10 以下	6/10以下	-	_	_	6. 7%
準住居地域	約	20 ha	20/10 以下	_	-	_	_	0. 7%
近隣商業地域	約	57 ha	20/10 以下	_	-	_	_	2. 1%
商業地域	約	113 ha	40/10 以下	_	_	_	_	
	約	1 ha	50/10 以下	_	_	_	_	
小 計	約	114 ha						4. 2%
準工業地域	約	326 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	11.9%
工業地域	約	206 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	7. 6%
工業専用地域	約	604 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	22. 1%
合 計	約 2,	733 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

区域区分の変更に伴い、適正な土地利用と良好な市街地の形成を図るために、用途地域 を指定するものである。

### 新 旧 対 照 表

上段:変更前

下段:変更後

### 酒田都市計画 用途地域の変更 (酒田市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の 容積率	建築物の建ペい率	外壁の 後週 離の限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及 び 備 考
第一種低層住居	約 98 ha	6/10 以下	5/10以下	1.0m	_	10m	
専用地域	約 76 ha	8/10 以下	5/10以下	1.0m	_	10m	
小 計	約 174 ha						6.4%
第二種低層住居 専用地域	約 12 ha	10/10 以下	6/10以下	_	_	12m	0.4%
第一種中高層 住居専用地域	約 684 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	25. 0%
第二種中高層 住居専用地域	約 28 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	1.0%
第一種住居地域	約 324 ha	20/10 以下	_	_	_	_	11.9%
第二種住居地域	約 184 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	6. 7%
準住居地域	約 20 ha	20/10 以下	_	_	_	_	0. 7%
近隣商業地域	約 57 ha	20/10 以下	_	_	_	_	2. 1%
商業地域	約 113 ha	40/10 以下	_	_	_	_	
	約 1 ha	50/10 以下	_	_	_	_	
小 計	約 114 ha						4. 2%
準工業地域	約 326 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	11.9%
工業地域	約 206 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	7. 6%
工業専用地域	603 約 604 ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	22. 1 22. 1%
合 計	<mark>2, 732</mark> 約 2, 733 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

区域区分の変更に伴い、適正な土地利用と良好な市街地の形成を図るために、用途地域 を指定するものである。

## 都市計画決定(変更)の経緯表

(用途地域)

				<u> </u>			
項目		内	容				
計画決定の推移	当初決定	昭和12年 4月22日	第 1回変更	昭和26年 9月15日			
	第 2回変更	昭和33年 3月29日	第 3回変更	昭和36年 6月17日			
	第 4回変更	昭和41年 5月25日	第 5回変更	昭和47年12月25日			
	第 6回変更	昭和48年11月10日	第 7回変更	昭和51年 9月24日			
	第 8回変更	昭和52年 6月 1日	第 9回変更	昭和54年 2月14日			
	第10回変更	昭和57年 3月 6日	第11回変更	昭和59年 3月30日			
	第12回変更	昭和60年 7月 2日	第13回変更	平成 2年 5月15日			
	第14回変更	平成 3年 3月 1日	第15回変更	平成 4年 6月26日			
	第16回変更	平成 6年11月29日					
	第17回変更	平成 7年11月 1日					
	都同	<b>方計画法の改正によ</b> る	る新用途地域への打	<b>肯定替えによる変更</b>			
	第18回変更	平成16年 5月14日					
	第19回変更	平成29年 3月 3日					
	第20回変更	平成30年 2月 2日					
	第21回変更	今 回					
事業の進捗状況							
	現在、平成 2	27年3月31日改定	の港湾計画に基づる	き整備を行っている。			
決定変更の内容							
	工業専用地		約 1. 1ha 増				
		604ha (新)	603ha (旧)				
公聴会、説明会等にお							
はる問題点及び措置 はる問題点及び措置	令和元年6月17日:住民説明会開催						
いる回窓が及り出国							
   今後の方針について	土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地利用の合理性を図る。						
	,						

